

総会

配布：一般

2014年4月1日

第68会期

議事日程議題 33(b)

2014年3月27日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/68/L.39 およびAdd.1)]

68/262. ウクライナの領土保全

総会は、

国家間の法の支配の促進における国際連合憲章の最高の重要性を再確認し、

その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも慎みまたその国際紛争を平和的手段によって解決する、憲章の第2条のもとでの全ての国家の義務を想起し、

国際連合憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言を承認した、1970年10月24日の総会決議2625 (XXV) をまた想起し、そして国の領域は、武力による威嚇または行使の結果生じる他の国による取得の対象とされてはならないこと、および国または領域の国民的統一および領土保全の部分的または全体的破壊に対しても、または政治的独立に対して行われるいかなる試みも、憲章の目的および原則に反するものであるというそこに含まれた原則を再確認し、

1975年8月1日にヘルシンキで署名された、欧州の安全保障および協力に関する会議の最終議定書、および1994年12月5日の核兵器の不拡散に関する条約へのウクライナの加入に関連した安全の保

証に関するメモランダム¹ (ブダペスト・メモランダム)、1997年5月31日のウクライナとロシア連邦との間の友好、協力および協力関係に関する条約²および1991年12月21日のアルマ・アタ宣言を更に想起し

その社会の多様性を反映したウクライナのあらゆる部分からの代表を含むウクライナにおける包括的な政治対話を維持することの重要性を強調し、

ウクライナに関する状況の段階的縮小を支援する、事務総長および欧州安全保障協力機構並びに他の国際的および地域的機構による継続した努力を歓迎し、

2014年3月16日にクリミア自治共和国およびセバストポリ市で行われた住民投票が、ウクライナにより正式に許可されていなかったことに留意し、

1. ウクライナの国際的に認められた国境の範囲内での主権、政治的独立、統一および領土保全に対する総会の公約を確認する。

2. 全ての国家に対し、武力の威嚇または使用若しくは他の違法な方法を通じたウクライナの国境を変更するいかなる試みを含む、ウクライナの国民的統一および領土保全の部分的または全体的破壊を目的とした行動を、止めまた自制することを求める。

3. 全ての当事者に対し、直接の政治的対話を通じたウクライナに関する状況の平和的解決を直ちに追求し、自制を働かせ、一方的行動と緊張を高める扇動的な言葉遣いを慎み、そして国際的な仲介努力と十分に関わることを促す。

4. 少数者に属する人の権利を含む、ウクライナにおける全ての人の権利を保護することにおいてウクライナを支援する国際連合、欧州安全保障協力機構並びに他の国際的および地域的機構の努力を歓迎する。

¹ A/49/765、添付文書 I .

² A/52/174、添付文書 I .

5. 正当性を有していない、2014年3月16日にクリミア自治共和国およびセバストポリ市で行われた住民投票は、クリミア自治共和国またはセバストポリ市の地位の変更の基礎を形作ることはできないことを強調する。

6. 全ての国家、国際機構および専門機関に対し、上述の住民投票を基礎としたクリミア自治共和国およびセバストポリ市の地位のいかなる変化を認めないことそしてそのような変更された地位を認めることとして解釈され得る行動または取扱を慎むことを求める

第80回本会合
2014年3月27日